

古典期アテナイの裁判制度と共和政期 ローマの裁判制度

清 宮 敏

はじめに

古典期アテナイを代表する裁判制度といえば、それは民衆裁判所 (dikasterion, pl.dikasteria) であろう。完全市民権をもつ 30 歳以上の成年男子市民 6,000 名が毎年選ばれる。その中から、日々開かれる個々の法廷のための審判人 (dikastes, pl.dikastai) が改めて選び出されて、審理に携わったのである¹⁾。アリストテレスは、その著『アテナイ人の国制』(以下 AP. と略) 第 9 章第 1 節の中で、「民衆は〈法廷での〉投票権を握ったとき国制の主となる」と述べている。また、同第 41 章第 2 節の中では、彼自身が生きた前 4 世紀後半のアテナイの民主政治について、「民衆は万事について自ら主となり、万事民衆の支配する〔民会〕決議と、〔民衆〕裁判所とにより処理する」と述べている²⁾。彼は当時のアテナイの民主政治には批判的であったが、民衆裁判所をその一大柱石と見なしていたのである。

ところで、通説によれば、前 6 世紀初頭の改革者ソロンがこの裁判所の原型をつくったとされる。すなわち、彼以前においては、公職者 (arche, pl.archai) が職権で裁判を行い、その判決は最終的なものであった。リュシアスの第 10 番弁論第 16 節と、デモステネスの第 24 番弁論第 105 節とに引用されている「ソロンの法」の中には、ヘリアイア (heliaia) と呼ばれる法廷が現れている。ヘリアイアは「集会」を意味するので、その実態は民会 (ekklesia) の裁判集会だったと考えられる。他方、前掲の AP. 第 9 章第 1 節は、ソロンがつくった制度の中で最も民主的に見える 3 つのものの 1 つとして、法廷へのエペシス (epheisis) を挙げている。このエペシスが何を意味するかについては、大きくいって 2 説がある。1 つは今日の上訴にあたり、もう 1 つは審理の回付と解する。すなわち後者は、ソロンは公職者が自らの裁量で課することができる刑罰 (timema) に制限を設けた、その限度内であれば彼の判決は最終決定であるが、もしそれ以上の刑罰を望むのであれば、彼はヘリアイアにその件を回付して判断を仰がなければならなかった、と考える³⁾。いずれにせよ、ソロンは、すべてではないにせよ、公職者から裁判における最終決定権を奪って、ヘリアイアと呼ばれる民会の裁判集会に移したのである。その後公職者は、基本的に法廷での審理には実質的な影響をほとんど与えないような、非常に形式的な訴訟指揮権を行使するに過ぎなくなった。訴えを受理して予審 (anakrisis) 〈後述〉を行い、その実質的な審理は法廷にゆだねる。その法廷を主宰し、それが下した判決を宣告する。また、時代が下り、訴訟数や職務が増加して

民会という単一の組織では対処し切れなくなると、審判人としての一定数の市民が全市民を代表するという擬制の下に、複数の法廷が設けられた。こうして、遅くとも前5世紀末には、民衆裁判所がその姿を現してくるというのである⁴⁾。

以上のような通説に見てとれる特徴的な点は、民衆裁判所の成立史を、概ねアテナイ民主政治の成立過程の一環としてとらえていることである。民主化という動因が民衆裁判所を成立させたことが強調されているのである。確かに、そのような動因が作用していたことは間違いないだろう。しかし、果たして、それだけで民衆裁判所の成立史を説明し切れるのだろうか。そこには、何らかの他の要因も作用していたのではないだろうか。筆者がこのように考えるに至ったのは、共和政期ローマの裁判制度を知ったことが大きい。そこで、改めて共和政期ローマの裁判制度を観察し、古典期アテナイのそれと比較してみたい。件の通説を再検討する上で、何らかの有益な示唆が得られるのではないだろうか。

共和政期ローマの裁判制度

民事訴訟手続と刑事訴訟手続とを分けて考えるのが通例である。

① 民事訴訟手続

本来民事訴訟を指揮したのは、命令権(imperium)を保持する最高公職者であった。しかし前367年に、同じく命令権を保持する公職者としてプラエトル(praetor)が新設され、その任務を引き継いでいる。これは刑事訴訟の指揮も担当した(後述)。当初プラエトルは定員1名で、ローマ市で市民間の訴訟を指揮したが(市民係プラエトル(praetor urbanus))、前242年ころにもう1名が増員された。これが、ローマ市で外人間およびローマ市民と外人間の訴訟を指揮するプラエトル(外人係プラエトル(praetor peregrinus))である。その後も増員が繰り返されている⁵⁾。

共和政期初期から、民事訴訟手続には、法律訴訟(legis actio)手続と、方式書(formula)訴訟手続という2つの種類があった。これらはいずれも、2つの手続段階から構成されていた。法廷手続(in iure)と審判人手続(apud iudicem)である。以下、法律訴訟手続と方式書訴訟手続とに共通する手続の流れを簡単にたどってみよう⁶⁾。

まず、原告は法廷召喚(in ius vocatio)手続によって、被告を法廷に召喚しなければならない。被告に法廷への出頭を強制するためには、いくつかの手段があった。原告は、被告在席の下、プラエトルの前で、訴訟の対象にしようとする請求を明らかにし、訴権(actio)の付与を申し出る。プラエトルは、原告の請求が既存の訴権に適用できるか、あるいは、既存の訴権には適用できなくても保護に値するか、原告が事情を正確に提示しているか、原告・被告が訴訟当事者として適格か、などを調べる。さらに、法廷として管轄権があるか、当事者に訴訟上の権利能力や行為能力があるかなどの、訴訟の前提要件の有無を確認する。こうして、訴訟を受理するか却下するかが決められる。訴訟が受理され被告が原告の主張を認めた場合は、手続はそこで終了する。被告

が原告の主張を認めず、かといって争うこともしなければ、プラエトルはさまざまな手段を用いて直接・間接に、被告に応訴を強制する。被告が争う場合、プラエトルは原告に訴権を付与する。彼は、そうでない場合もあるが、原則的に職権により自ら判決を下すことはない。実際の審理・判決宣告を担当するのは審判人(iudex)である。プラエトルは、当事者の合意に基づいて、合意が得られなければ審判人名簿(iudicum album)からの抽籤によって、公職者ではない1名の私人を選任する。時には、複数名が選任されることもあった。グラックス兄弟の時代までは、審判人は専ら元老院議員の中から選任された。プラエトルは、被告を相手方として審判人が審理し判決を下すことを、原告に認める〈訴訟を与える(iudicium dare)〉。次いで、原告・被告がともに、この審判人の審理・判決に服することを受け入れる。当事者のこの行為は、争点決定(litis contestatio)と呼ばれる。ほぼ以上のプラエトルの前での第一の手段段階が、法廷手続である。

第二の手段段階(審判人手続)は審判人の前で行われる。彼は当事者が提出した証拠を調べて、判決を下した。

② 刑事訴訟手続

共和政期の初期については、片岡氏の考えを中心にまとめてみよう⁷⁾。命令権保持者である国家の最高公職者〈恐らく前366年以降は、同格の同僚である任期1年の2名のコンスル(consul)。非常事態には、任期6カ月以内の1名のディクタトル(dictator)〉やプラエトルは、懲戒権(coercitio)を有していた。後には、命令権保持者ではないケンソル(censor)とアエディリス(aedilis)も、懲戒権を有するようになった。それは、命令に服従しない市民にそれを強制したり、悪事を働いた者に懲罰を加える場合に行使されるもので、彼の全くの自由裁量に基づいていた。それには罰金・禁錮・笞刑・死刑などの手段があった。他方、平民(plebs)の代表者であったトリブヌス プレビス(tribunus plebis)は、国家全体の公職者ではなかったが、平民保護の任務を遂行するために、加害者に対して罰金・逮捕・死刑を執行することができた。これは、平民全体の力を背景とする実力行使の意味をもっていた。

共和政のごく初期から貴族(patricii)と平民は激しく対立抗争したが、前454年に両者の間に1つの妥協が成立した。国家の最高公職者とトリブヌス プレビスのそれぞれが課することができる罰金の最高額が、少なくともローマ市域内(domi)においては、3,020アス(as)に限定されたのである。前449年に公布施行された十二表法とヴァレリウス ホラティウス法(leges Valeriae Horatiae)によって、トリブヌス プレビスの身体の神聖不可侵性(sacrosanctitas)が公認され、ローマ市域内での市民に対する死刑の課刑は、ケントゥリア民会(comitia centuriata)の管轄となった。公職者がその懲戒権に基づいて市民に死刑を執行しようとしても、対象者がプロヴォカティオ(provocatio)を表明すれば、ケントゥリア民会で彼に対する有罪判決を得てからでないと、刑の執行はできないのである。このプロヴォカティオ訴訟は、先行する公職者の判決に対する上訴審ではなくて、公職者の課刑提案に対する民会の承認を意味する、との説が有力である。その後前300年のヴァレリウス法(lex Valeria)で、プロヴォカティオを無視して

処刑を行った公職者に対する制裁が設けられ、改めて、それが平民を含む全男子市民の権利として保障されている。後には3,020アス以上の高額罰金刑に対しても、プロウォカティオが行使された。ただしいくつか、この権利が通用しなかった場合もある。他方、ローマ市域外(militiae)においては、前2世紀の初めに属州のローマ市民に対してプロウォカティオが導入されるまで、公職者の懲戒権は無制約のままであった。また、非市民は相変わらず、ローマ公職者による無制約な懲戒権行使にさらされ続けた。

前449年の十二表法とヴァレリウス・ホラティウス法の施行の結果として、さらに2点ほどあげることができる。1つは、共同体に対する政治的に重要な犯罪(反逆、公職者による国益侵害・職務違反、重大な宗教義務違反)の場合には、反逆に関する二人委員(duoviri perduellionis)や殺人に関する査問委員(quaestores parricidii)が、ケントゥリア民会への訴追・審問・課刑提案をおこなったことである。刑罰は通常死刑であった。さらに、私人に対する特定の犯罪(殺物・利息に関する暴利行為、習俗違反など)の場合には、アエディリスがケントゥリア民会への訴追・審問・課刑提案をおこない、刑罰は常に罰金であった。これは、その種の犯罪が広い意味で、全体を害する行為と考えられたためである。民会に参集した市民の意思は投票によって表されたが、彼らには、公職者の課刑提案を承認するか、それとも拒否する(被告の釈放)かの選択肢しかなく、それに対する修正や追加はできなかった。もう1つは、トリブヌス・プレビスの平民会(concilia plebis)での死刑の課刑が、正式に排除されたことである。その後前300年以降には、トリブヌス・プレビスが反逆に関する二人委員に代わって、ケントゥリア民会への訴追・審問・課刑提案を行っていく。

では、通常の犯罪に対する当時の刑事訴訟手続は、どのようなものだったのだろうか。また、その後刑事訴訟手続はどのように発展していったのだろうか。以下では、クンケルの考えを紹介していこう⁸⁾。通常の殺人、放火、個人に対して向けられたその他の犯罪は、公職者の懲戒権、さらにはプロウォカティオ訴訟の手続で処理された、と以前は考えられていた。公職者とその懲戒権に基づいて判決を下し、被告がそれに対してプロウォカティオを表明する場合は、ケントゥリア民会が上訴審として、その判決の是非を判断した、というのである。しかし、プロウォカティオは、すでに述べたように、ケントゥリア民会での上訴審のための手続とは考えられない。ローマでは非常に古い時期から、国家による刑事訴追手続が存在していた、というこのような見方は、特にインド＝ヨーロッパ語族の諸民族との、歴史的な法比較の結果と矛盾するだけではない。十二表法の諸規定〈重い傷害を負わせた場合の同害報復(talio)の規定(8.2)や、窃盗の現行犯人を被害者に付与する規定(8.14)〉にはっきりと見られる観念とも適合しない。それは、法秩序によって制限され法廷の判決によってコントロールされる、被害者側による私的復讐の観念である。これに基づく、被害者側による、その処罰が死刑に相当するような犯罪の刑事訴訟は、十二表法の時代には、ローマにおける民事訴訟の最古の型である神聖賭金による法律訴訟(legis actio sacramento)と同様な手続で行われた、と推測される〈私法的刑事訴訟手続(privates Kapitalverfa-

hren)〉。このことは、不法利得に関する常設刑事裁判所(*quaestio perpetua repetundarum*)〈後述〉の手続では、なおサクラメントゥム(*sacramentum*)が用いられていたことによって、また、明らかにサクラメントゥムを用いた訴訟に関連している史料の証言によって、確認される。

原告は、法の一般的な規定に従って被告を召喚する。そして、主宰公職者の前で被告に、犯行を認めるかどうかを問う。被告が認めれば、恐らく窃盗の現行犯人の場合と同様に、その身柄は原告に引き渡される。彼が認めず争うつもりならば、サクラメントゥムが行われる。これは、民事訴訟におけるように神聖賭金を設定するのではなく、宣誓である。ただし、原告だけが行うのか、両当事者がともに行うのかは不明である。ここまでが法廷手続であり、続いて、審判人手続に入る。これは、民事訴訟におけるような単独審判人ではなく、審判人団(*consilium iudicum*)が担当する。古い時期のローマにこのような審判人団が存在していたことは、百人裁判所(*centumviri*)の存在も証明している。これは、単独審判人による手続よりも古い、ある法廷組織の残滓だと見られる。古い時期のローマには、多くのさまざまな種類の審判人団が並存していたのである。彼らが被告が有罪かどうかを決定し、主宰公職者がその判決を宣告する。被告が有罪の場合、公職者は彼を勝訴した原告に引き渡す。被告を殺害するか、奴隷としてティベル川の彼方に(*trans Tiberim*)売却するか、あるいは暫時留置するかは、原告の任意であった。

ところが、前3世紀の末になると、政治的犯罪を扱う民会訴訟手続も、通常の犯罪を扱う私法的刑事訴訟手続も、急速に不十分なものになっていった。ローマ市が大帝国の首都となるにつれて、流入してくる無産市民や奴隷の数は増大し、その結果犯罪も増加した。治安の維持が急務となった。そして、遅くとも前2世紀の始めには、だが恐らくは前3世紀のうちに、警察裁判手続が成立した。粗暴犯、放火犯、毒殺犯、窃盗犯(現行犯や盗品を所持しているところを捕らえられた場合に限る)、犯罪を犯す目的で武器を携行する者、毒薬を売買・所持する者などが、その対象となった。これらの犯罪には死刑が課せられた。犯罪者が警察組織によって逮捕された場合は職権によって、それ以外は私人の告発(*nominis delatio*)によって手続が開始された。その際、犯罪を証明するのは、通常告発者の義務であった。このような警察裁判手続を担当するのは市民係プラエトルであった。しかし彼は、下位の公職者である死刑相当刑事犯罪担当の三人委員(*tresviri capitales*)に、奴隷や下層市民の犯罪者の処断をゆだねている。彼らは、現行犯人や犯行を自白した者を裁判なしで処刑した。被疑者が犯行を否認すれば、彼らの顧問団(*consilium*)が有罪か無罪かを決定した。他方、声望ある市民が犯行を自白していない場合は、市民係プラエトル自らか、彼によって受任された裁判指揮者(*quaesitor*)が担当した。この場合も審判人団による審理・判決が必要であり、有罪とされた被告には市民係プラエトルが処罰を下した。

領土の拡大と国務の複雑化の結果、公職者の非行(収賄、職権濫用など)を適切にかつ正義に適って裁くためには、広汎な証拠収集能力、当該の状況を専門知識をもって判断する能力が必要とされるようになった。しかし、それらは、民会に参集してくるローマ市の大衆には望むべくもなかった。また、同輩の運命を、ますますデマゴグの影響を受けるようになったローマ市の大

衆の気分に委ねることは、支配層である元老院貴族の利益にはならなかった。その結果、政治的犯罪の調査と断罪のために、その都度、特別刑事裁判所 (quaestio extraordinaria) を設置するという手段がとられた。公職者の非行、通常の刑事裁判では片付けられない大規模な犯罪、国家を危険にさらす運動などを対象とした。通常の刑事事件は扱わなかった。その最古の信頼できる事例は、前314年のものである。その設置は、元老院決議 (senatus consultum) や平民会決議 (plebiscitum) に基づく。裁判の主宰者は兩名あるいは1名のコンスルか、1名のプラエトル、あるいは1名の裁判指揮受任者であった。その任命は元老院が行う。判決を下すのは、元老院議員からなり従って専門知識がある審判人団であり、主宰公職者がそれを宣告する。審判人団のメンバーの選任も元老院が行うが、それを主宰公職者にゆだねることもできた。

やがて、常設刑事裁判所が登場してくる。前149年のカルプルニウス法 (lex Calpurnia repetundarum) によって設置された、イタリアや属州でのローマの公職者による不法利得に関するものが最初である。これは、外人係プラエトルが主宰し、元老院議員からなる審判人名簿を始めて備えたものであった。その中から、告発者と被告とが合意の上で審判人を選任するのである。しかし、グラックス兄弟の時代までの、不法利得に関する常設刑事裁判所の手続は、まだ完全な公訴訟 (iudicium publicum) 手続〈後述〉ではなかった。不法利得に関する成立年代不詳のユニウス法 (lex Iunia repetundarum) は、サクラメントゥムを規定していたし、前122年の不法利得に関するアキリウス法 (lex Acilia repetundarum) は、関係者以外の第三者にも訴追を認める (Popularanklage) 原則を採用していなかったからである。

アキリウス法による、不法利得に関する常設刑事裁判所の手続の起源について、モムゼンは、ルクペラトレス (recuperatores) と呼ばれる審判人団が担当する民事訴訟手続から発展した、と考えた。またヒツツイヒは、ギリシア法の受容によって形成されたとした⁹⁾。しかし、モムゼン説は明らかに窮余の方便である。また、前2世紀に、ローマの刑事訴訟手続にギリシアの手続原理が受容されたというのは、ありそうにないことである。不法利得に関する常設刑事裁判所の手続が、サクラメントゥムという完全にローマ的な刻印を帯びていたことからすれば、それは、すでに述べたように、十二表法時代の私法的刑事訴訟手続の系譜を引くものである。ヒツツイヒは、常設刑事裁判所の手続と古典期アテナイの民衆裁判所のそれとの間の構造的類似性を指摘したが¹⁰⁾、前者と中世ドイツや現在の米英の法廷組織・訴訟手続との間にも、それは存在する。そのような構造的な類似性は、各民族が相互に影響を与え合ったことを示すのではなく、彼らが類似した発展段階をたどったと考えることによって説明される。

当時の元老院の通常定員は300名だったので、その議員のみからなる審判人名簿では、多数の常設刑事裁判所を設置することは困難だった。しかし、ガイウス＝グラックスが前122年に、元老院議員に替えて騎士身分の者を審判人に登用するセンプロニウス法 (lex Sempronia iudiciaria) を成立させると、それが可能になった。この法は、常設刑事裁判所制度の以後の発展の出発点となったのである。その後スラは、その国制改革の枠内に常設刑事裁判所を新たに秩序づけ、6つ

のそれを新設した（前81年）。増員されたプラエトルがそれらを担当した。

常設刑事裁判所の手続の流れを見てみよう。初期においては、手続は私人の告発によってではなく、公職者の職権で開始された。通常の刑事犯罪においては、私人の告発で手続が開始されることが慣行となったが、前2世紀の後半には、政治的な犯罪に関してもそうになっていった。例外はあるが、基本的には、品行方正な成年男子市民ならば誰にでも、告発する資格があった。これが、私法的刑事訴訟手続との相違点の1つである。後者では、被害者や殺された者の氏族だけが告発することができた。さらに付け加えれば、告発者（delator）は私法的刑事訴訟手続の原告とは異なって、被告に対する請求権をもっていない。また、有罪とされた被告に対する処罰は、私法的刑事訴訟手続でのように、勝訴した原告が行うのではなく、主宰公職者が国家の名において行う。

勝訴した告発者は、報奨として、被告の差し押さえられた財産の一部を手にした。また、私法的刑事訴訟手続に見られたような、当事者がサクラメントゥムを行うという手続は、前2世紀の内に大幅に駆逐されていった。さらに、証人には証言が強制されたため、被告を有罪とするための立証の負担が本質的に軽減されている。以上の事情から、被告に対して個人的な復讐をおこなう法的な権利あるいは義務をもつ者（殺害された者の相続人）は、私法的刑事訴訟手続の原告となる替わりに、むしろこの手続を利用するようになった。当然のことながら、その他にも、さまざまな動機をもった告発者が現れた。相手に対する敵愾心、政治的な名誉欲や金銭欲が彼を動かした。また、職業的な告発者も多かった。関係者以外の第三者にも訴追を認める原則から生じた、このような弊害を除去するために、告発に根拠がなかったことが判明すれば、その告発者は直ちに、誹毀（calumnia）に関する手続に服させられた。その結果、彼は悪評ある者とされ、以後告発者としての資格を剝奪された。ちなみに、従来の私法的刑事訴訟手続とは異なる、以上のような特徴をもっているために、常設刑事裁判所の手続は公訴訟手続と呼ばれる。警察裁判手続もそうである。

告発が主宰公職者によって受理されると、告発者は訴訟当事者としての権利と義務を獲得する。彼には被告を法廷に出頭させる義務があった。まず、当該の常設刑事裁判所の審判人名簿から、抽籤によって審判人団が構成される。その際告発者と被告とともに、一定数の審判人を忌避する権利をもっていた。審判人団のメンバーの数は、時代により、また個々の常設刑事裁判所によっても、さまざまであった。だが、最多でも75名であった。主宰公職者は、審理の前に、被告の有罪あるいは無罪の証拠物件を収集して、それを吟味することを望まなかったし、またそれは可能でもなかった。そのため、告発者が被告を有罪とするような証拠物件を収集しなければならなかった。審理が始まる前に、審判人団は宣誓をおこなった。審理自体はまったく、訴訟当事者のイニシアティブで進められた。告発者と被告はそれぞれ、自らに有利な証言をする証人を立てて尋問した。そしてまた、互いに相手方の証人を尋問した。被告は時々、6名までの弁護人を登場させることができた。被告自身と彼の弁護人には、法の規定により、十分な弁論の時間一水時計で計測

された一が配分されていた。総じて常に、告発者が使うことができた時間の1.5倍あった。審判人たちは、黙ってこの間の弁論を聴いていた。彼らは、互いに会話することを禁止されていた。この時点での主宰公職者の役割は、法廷内の秩序維持に限られていた。弁論が終わると、審判人団は、投票札を用いて秘密投票を行った。有罪・無罪の票が同数の場合は、無罪とされた。多数の棄権が出た場合は、もう一度審理が行われた。審判人団の評決結果を基に、主宰公職者は、法廷の心証によれば、被告はその責任を問われた犯行を行った、あるいは、行っていない、と判決を宣告した。

刑罰は基本的に宣告しなかった。それは、訴訟手続が基づいているところの法に規定されていたからである。ただ、刑罰が罰金で、引き起こされた損害の額にその額が基づいている場合は、量刑 (*litis aestimatio*) が必要だった。その任に当たったのは審判人団で、有罪の判決の後、もう一度量刑に関する審理のために集まらなければならなかった。刑罰の執行は、主宰公職者の任務であった。常設刑事裁判所で無罪判決を下された者〈通常、上層身分 (*honestiores*) に属している者〉は、前1世紀にはもはや死刑を執行されなかった。主宰公職者はむしろ、彼らに亡命する機会を与えた。これに対して、奴隷や下層身分の自由人 (*humiliores*) の犯罪者は、死刑相当刑事犯罪担当の三人委員の警察法廷によって有罪判決を受ければ、間違いなく処刑されたのである。共和政期の刑法は、まだ自由刑を知らなかった。

古典期アテナイの裁判制度との比較

以下では、3点にわたって、共和政期ローマの裁判制度と古典期アテナイのそれとを比較してみたい。① 公職者の懲戒権、② 共和政期ローマのプラエトルによる法廷手続と古典期アテナイの公職者による予審、③ 共和政期ローマの常設刑事裁判所の手続の構造と古典期アテナイの民衆裁判所のそれ、の3点である。

① 公職者の懲戒権

古典期アテナイの公職者も、職務の執行を妨害する者に対しては懲戒権をもっていた。その手段はだいたい罰金 (*epibole*) であり、ほとどの公職者も50ドラクマ (*drachme pl.drachmai*) までは、自らの一存で課すことができたようである¹¹⁾。50ドラクマは相当な金額だった。そして、この処分は最終的なものであり、罰金を課せられた者はこれに不服であっても、民衆裁判所へ上訴することはできなかったのである¹²⁾。これに対して、公職者が50ドラクマ以上の処罰が必要だと考えた場合は、その旨を民衆裁判所に提起して、認可を得なければならなかった。その際の審理手続は私人が原告である場合のそれとほぼ同一で、少なくともいくつかの場合には、提起する公職者と法廷を主宰する公職者とは同一であった¹³⁾。古典期アテナイの公職者の懲戒権に対するこのような制約は、共和政期ローマのプロウォカティオに対応するものと見られるだろう。

② 共和政期ローマのプラエトルによる法廷手続と古典期アテナイの公職者による予審

古典期アテナイの民衆裁判所で裁判を行うためには、訴訟当事者は、管轄する公職者の下で事前に予審を受ける必要があった。そこではまず、原告の告訴状が読み上げられ、被告にその内容を認めるかどうか問われる。認めなければ、その旨を書面にして提出する。次いで両者は、自分の告訴あるいは否認の内容が真であるとの誓約(*antomosia*)を行う。予審の主要部分は、原告・被告がそれぞれ相手に質問したり、公職者が両者に質問したりする部分である。これは当事者に、相手方の主張がどのようなものであるか、紛争の焦点が何であるかを明確にし、本裁判での戦略を練ることを助けた¹⁴⁾。

予審では被告が、原告の告訴は法によって許されていない型のものである、あるいは、その問題はすでに決着済みである、などとして、原告の告訴を受理すべきではないと主張することがあった。原告の告訴に対して主に手続上の問題点を指摘する、被告のこのような主張は、パラグラペー(*paragraphe*)といわれる。その当否に決着が着くまで、公職者は、告訴を受理するかどうかの決定を延期した。また、当事者のいずれかが、自ら証人となって、あるいは他の人物を証人に立てるかして、公職者がその告訴を受理するかどうか決定するに際して決め手になるような事実を申し立てることがあった。これをディアマルテュリア(*diamartyria*)という。しかし他の当事者は、このような申し立てに直ちに異議を唱え(*episkeptesthai*)、偽証の私訴(*dike pseudomartyrion*)を提起することができた。公職者は異議の申し立てを受けると、偽証の私訴の当否に決着が着くまで、最初の告訴を受理するかどうかの決定を延期した¹⁵⁾。

ヴォルフは、予審の唯一の目的は、提起された告訴が受理できる(*eisagogimos*)かどうかを決定することだったとする、ボナーとスミスの見解に同意している¹⁶⁾。確かに、手続上の問題や事実問題を持ち出して、告訴の受理を阻止あるいは促進しようとするパラグラペーやディアマルテュリアが、予審の際に提起されることを考えれば、予審には、唯一かどうかはともかくとしても、そのような目的があったことは認められると思われる¹⁷⁾。そして、ヴォルフは、予審と共和政期ローマのプラエトルによる法廷手続とを比較している。すなわち、確かに、古典期アテナイの法廷主宰公職者は、告訴の受理・不受理の決定をすることができるのみで、プラエトルのように、審判人に裁判権を授権することはなかった。また、古典期のアテナイでは、原告の請求は既存の法に基づかなければならなかった。そのため、プラエトルのように、原告の請求が既存の〈告示(*edictum*)に含まれている〉訴権に適用されなくても保護に値すると考えれば、告示に含まれない訴権(事実訴権)を付与する、というようなことはできなかった。彼はプラエトルほどの裁量権はもっておらず、予審は単なる形式と化していたわけだが、予審と法廷手続は基本的には同一の機能を果たしていた。その共通の背景にあるのは、裁判に先行して当事者がとる法廷外的な手段(自力行使)を、公権力がコントロールする、ということである。ヴォルフは、両者の間に著しい類似性を見ているのである¹⁸⁾。

③ 共和政期ローマの常設刑事裁判所の手続の構造と古典期アテナイの民衆裁判所のそれ

古典期アテナイの公職者には、裁判に関する職務がつきものであった¹⁹⁾。しかし、その権限はひどく制限されていた。民衆裁判所での裁判は、一般的にいえば、次のような順序で進められた。

通常、まず私人の告訴によって手続が開始される。被告を出頭させるのは原告の義務だったの
で、彼は召喚証人 (kleteres) を伴って、自ら召喚状 (prosklesis) を被告に手渡す。その内容は、
A という犯罪の嫌疑に答えさせるべく、私 (原告) は B (被告) を、C という日にその犯罪を管
轄する公職者 D の下に召喚する、というものであった。召喚状の内容が不正確であると、公職者
が告訴を却下するかもしれなかった。このようにして、ある特定の日に原告と被告は公職者の下
に出頭し、原告は公職者に告訴状を提出する。このときもし被告が出頭しなければ、公職者は召
喚状が被告に交付されたことを確認した上で、事実上あるいは少なくとも理論上は、直ちに原告
勝訴の判決を下すことができたかもしれない。しかし、実際にそのようなことが行われた事例は
知られていない。公職者は不適切に作成された告訴状を修正しえたり、あるいはその受理を拒む
ことができただろう。原告が告訴状の修正に応じなければ、告訴を却下できただろう。もし法的
に有効ではない告訴状を不法に受理すれば、彼は退任時の執務審査 (euthyne) の際に告発されえ
たのである。しかし、原告の主張が根拠薄弱だという理由で、却下することができたかどうかにか
ついては、証拠がない。告訴状を受理した後、公職者はしかるべき額の法廷手数料を徴収して、予
審のための日を指定した。

すべての公訴と、アルコンやバシレウス (basileus) などの特定の公職者に割り当てられている
私訴は、予審が済むと民衆裁判所での審理に移る。前4世紀にはそれ以外の私訴は、四十人 (tettar-
akonta) と呼ばれる公職者の下に提起される。彼らは係争金額が10ドラクマまでの訴訟について
は全権をもっているが、それ以上の金額の場合は、公的調停者 (diathetes) に委ねる。彼らは調
停が不調に終わった場合には、一応判決を下すことができる。しかし、それには拘束力がなく、当
事者が不服の場合には、訴訟は民衆裁判所に持ち込まれる (AP.53)。

予審終了後、公職者は裁判のために定められた日に、原告の告訴を民衆裁判所に提起する。そ
して、その法廷を主宰する。AP.67.1によれば、私訴の場合、1つの法廷が1日に4つの訴訟を処
理した。公訴の場合は、その最も重要なものでさえも、1日で終了したであろうと考えられている。
まず、原告・被告の順でそれぞれが通常1回ずつ、ある場合には2回ずつ弁論をおこなう。弁論
の時間は水時計で測られた。それは数十分から精々2時間だっただろう。弁論が終了しても、主宰
公職者には、審判人に指示を与えたり、証拠や弁論を要約したり、あるいは違法と判断したりす
る権限はなかった。また、審判人にも合議の機会是与えられていなかった。彼らは直ちに評決に
移ったのである。民会での採決がほとんどの場合、挙手採決 (cheirotomia) のように公開で行わ
れたのに対して、民衆裁判所では、常に投票具を用いた秘密投票がおこなわれた。投票総数の単
純過半数を獲得した者が勝者となった。獲得票数が同数の場合は、被告が無罪とされた。主宰公
職者が判決を宣告した。

大半の公訴では原告が投票総数の5分の1を獲得できなかった場合、濫訴を行った罰として、市

民権停止処分 (atimia) とともに 1,000 ドラクマの罰金を課せられた。いくつかの訴訟では刑罰が法定されていたので、被告が有罪となった場合、量刑の必要はなかった。このような型の訴訟はアゴネス アティメトイ (agones atimetoi) と呼ばれた。これに対して、法廷が量刑をしなればならない型の訴訟は、アゴネス ティメトイ (agones timetoi) という。その場合は、次のような方法がとられた。原告がある刑罰を提案し、被告がその対案 (antitimema) を出す。そして、審判人が評決によって、この2つの中のいずれかを決定するのである。彼らには独自の量刑は許されなかった。

細部にはさまざまな差異が見られるが、すでにヒツィヒが指摘したように、共和政期ローマの常設刑事裁判所の手続と古典期アテナイの民衆裁判所のそれとの間には、著しい構造的な類似性がある。共和政期ローマの民事訴訟手続でもそうであったが、いずれも、裁判指揮を行う主宰公職者と、審理を担当する審判人団という二分制をとる。しかも、前者の裁判指揮は形式的なもので、後者が実質的な審理を行う。私人による告訴で手続が開始され、訴訟当事者の主導権の下で進行していく。審判人団が下した判決を主宰公職者が宣告する。

終 わ り に

以上の検討から、共和政期ローマの裁判制度と古典期アテナイのそれとの類似性は明らかである。クンケルの説が正しいとすれば、それは、両者が影響を与え合った結果ではなく、それぞれが類似した発展段階をたどったことの結果になる²⁰⁾。では、このことを踏まえると、古典期アテナイの民衆裁判所の成立史の再検討に関して、どのようなことがいえるだろうか。2つの点を指摘したい。1つは、この問題を考える上では、外見上類似してはいるが、公職者の懲戒権に基づく処罰と、法廷での有罪判決に基づくそれとを混同すべきではない、ということである。ローマ人は常に両者をはっきりと区別していた²¹⁾。公職者による懲戒権(強制権)の行使と裁判指揮権のそれとの区別、と言い換えることもできる。もう1つは次のようなことである。通説は、古典期アテナイの民衆裁判所がソロン時代の民会裁判から進化してきた、と考えている。ところが、古典期アテナイの民衆裁判所の相同形ともいうべき共和政期ローマの常設刑事裁判所は、クンケルによれば、それ以前の民会訴訟手続からではなく、十二表法時代の私法的刑事訴訟手続から進化したものであった。だとすれば、ソロンのヘリアイアの実態が民会の裁判集会だったとしても、古典期アテナイの民衆裁判所はそれとは系譜的に断絶しているのではないだろうか。そして、十二表法時代の私法的刑事訴訟手続のような、主宰公職者と審判人団とからなり、後者が実質的に審理を行うという手続から、進化したのではないだろうか。アルカイック期アテナイには、このような手続上の構造をもつ法廷が決してなかったわけではない。その管轄はほぼ殺人に関する裁判に限定されるとはいえ、エペタイ (ephetai) やアレイオス パゴス (Areios pagos) 会議といった法廷があったのである。以上のような点を詰めていくことが、筆者の次の課題となるだろう。

注

- 1) D.M. MacDowell, *The Law in Classical Athens*, London, 1978, 34. 個々の法廷の審判人数は、それが審理すべき訴訟の型に従って決められた。公訴 (graphe) の場合は500名あるいはその倍数を要し、私訴 (dike) の場合は少なくとも前320年代までに、係争金額の大きさに応じて (AP.53.3), 200あるいは400名を要した (S.C. Todd, *The Shape of Athenian Law*, Oxford, 1993, 83)。しかし、実際の審判人数は、常に10の倍数よりも1名多い奇数だった。これは元来、有罪・無罪の票数が同数になるのを防ぐための措置だったかもしれない (Todd, 83, n. 10)。公訴と私訴については、cf. Todd, 99-100. 個々の法廷のために審判人を選び出す方法は、前5世紀の最後の25年間以降、少なくとも2段階の変遷を経て、AP.63-5に描かれているような、非常に手の込んだ複雑なものとなった。これは訴訟当事者が、事前に個々の審判人に対して、不当な働きかけをおこなうのを防ぐためであった (Todd, 84-87; MacDowell, 36-40)。
- 2) アリストテレス 村川堅太郎訳『アテナイ人の国制』岩波文庫1980年27, 73頁より引用。〈 〉内は筆者が、[]内は訳者が補ったもの。
- 3) J.H. Lipsius, *Das Attische Recht und Rechtsverfahren*, Bd.1, Leipzig, 1905, 27-28; G. Busolt, *Griechische Staatskunde*, Bd.2, München, 1926, rep., 1972, 845, 847, 849, 851, 883, 1151; R.J. Bonner and G. Smith, *The Administration of Justice from Homer to Aristotle*, 2 vols., Chicago, 1930-38, rep., New York, 1970, vol. 1, 159, vol. 2, 232-235; H.T. Wade-Gery, *Essays in Greek History*, Oxford, 1958, 173-174, 195; MacDowell, 30-32; H. Hommel, "Heliaia", *Philologus* Supplementband 19, Heft 2, 1927, 109; P.J. Rhodes, *A Commentary on Aristotelian Athenaion Politeia*, Oxford, 1981, rep., 1993, 160-162; M. Gagarin, *Early Greek Law*, Berkeley/Los Angeles, 1986, rep., 1989, 79; M. Ostwald, *From Popular Sovereignty to the Sovereignty of Law*, Berkeley/Los Angeles, 1986, 12-13, 15, 28, 77 は前者に属し, Todd, 375; U.v. Wilamowitz-Moellendorff, *Aristoteles und Athen*, Bd.1, Berlin, 1893, 3Aufl., Zürich/Hildesheim, 1985, 60; C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution to the end of the Fifth Century B.C.*, Oxford, 1952, 97-98, 397; E. Ruschenbusch, "Ephesis", *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, Romanistische Abteilung, Bd.78, 1961, 386-390; do., "Heliaia", *Historia*, Bd.14, 1965, 381-384; do., *Untersuchungen zur Geschichte des Athenischen Strafrechts*, Köln, 1968, 80; A.R.W. Harrison, *The Law of Athens*, vol. 2, Oxford, 1971, 2ed., London/Indianapolis, 1998, 72-74, 190-191; H.J. Wolff, "The Origin of Judicial Litigation among the Greeks", *Traditio*, vol. 4, 78-80; M.H. Hansen, "The Athenian Heliaia from Solon to Aristotle", *Classica et Mediaevalia*, vol. 33, 37; アリストテレス 村川堅太郎訳『アテナイ人の国制』150頁。前沢伸行「ソロンの改革とアテナイの裁判制度」『人文学報』(歴史学編)第248号1994年47-60頁は後者に属する。
- 4) Lipsius, 32, 34, 37-39; Wolff, 78-82; MacDowell, 26-27, 29-34; Bonner-Smith, vol. 1, 152-157, 159, 223-224; Wade-Gery, 171-178, 183-185, 195-197, 199; Hignett, 97-98, 217-223, 397; Harrison, 2-3; Rhodes, 318-319; Ostwald, 5-7, 9-12, 15, 28-50, 66-83; Busolt, 801, 845, 849-851, 883, 897-898, 1151-1152; 前沢氏 47, 55-56, 60-61頁。なお, Busolt, 845, 849-851; Ruschenbusch, Heliaia, 383-384; do., *Untersuchungen*, 78-82; Hansen, 9-47 は, ソロンのヘリアイアは民会の裁判集会ではなく、審判人から構成される法廷で、古典期の民衆裁判所と同様に第一審にして最終審だったとしている。
- 5) E・マイヤー 鈴木一州訳『ローマ人の国家と国家思想』1978年 岩波書店 58, 68, 112-113, 131-132, 258-259, 271, 312頁。
- 6) 以下の叙述は、次のものによる。原田慶吉『ローマ法』改訂1975年 有斐閣 376-402頁。M・カーザー 柴田光蔵訳『ローマ私法概説』1979年 創文社 611-669頁。なお、民事訴訟手続に

おける、法廷手続と審判人手続の起源を扱った最近の論稿には、原田俊彦「十二表法期ローマ民事訴訟における裁判政務官と審判人—ローマ民事訴訟手続二分化制度の端緒について—」佐藤篤士、林毅編著『司法への民衆参加—西洋における歴史的展開—』1996年 敬文堂所収19-40頁がある。

- 7) 片岡輝夫「ローマ初期における刑法と国家権力」法制史学会編『刑罰と国家権力』1960年 創文社所収311-317頁。柴田光蔵『ローマ裁判制度研究—元首政時代を中心として—』1968年 世界思想社41-42頁。E・マイヤー 51-52, 107-109頁。
- 8) 以下の叙述は、W. Kunkel, "Quaestio", : do., *Kleine Schriften*, Weimar, 1974, 38-52; do., *Römische Rechtsgeschichte*, 7 Aufl., Köln, 1973, 64-73による。なお、柴田氏7-61頁も参照せよ。
- 9) Th. Mommsen, *Römisches Strafrecht*, Leipzig, 1899, rep., Graz, 1955, 182; H.F. Hitzig, *Die Herkunft des Schwurgerichts im römischen Strafprozess*, Zürich, 1909, 47-58. また、ルクベラトレスを審判人とする民事訴訟手続については、M・カーザー 639頁を参照。
- 10) Hitzig, 47-58.
- 11) MacDowell, 235は、公職者の懲戒権について、次のような事例をあげている。ディオニュシア祭を取り仕切るアルコン (archon) とその補佐役 (paredroi) は、その祭りでふさわしからぬ振舞いをしたり、混乱を引き起こした者に罰金を課すことができた (Dem. 21.179)。ヒエロポイオイ (hieropoioi) も、ヘパイスティア祭の行列で混乱を引き起こした者に罰金を課すことができた (IG I² 84, 26-30)。前4世紀に五百人評議会 (boule) の議長と民会のそれを兼任していたプロエドゥロイ (proedroi) は、関連のない発言をした者、他者を誹謗中傷した者、他の特定の仕方でも審議を中断させた者に罰金を課すことができた (Aischines, 1.35)。また、アルコンは職務の1つとして孤児や女子相続人などの面倒を見たが、その一環として彼らに不正を働く者に罰金を課すことができた (AP. 56.7; Aischines, 1.35; Dem. 43.75)。在任中の公職者を誹謗中傷した者に対しては、その公職者が罰金を課すことができた (Lysias, 9.6-9)。戦場で指揮をとっているストラテゴス (strategos) は、命令に服従しない者に対して、罰金の他に、投獄や軍隊からの除名という処分を課すことができた。しかし、罰金を課すことはおこなわれなかった (AP. 61.2)。
IG I² 84, 26-30; Aischines, 1.35によれば、ヒエロポイオイとプロエドゥロイが彼らの裁量で課すことができた罰金額の上限は、50ドラクマだった。MacDowell, 236は、この額がほぼすべての公職者についても妥当すると考える。
- 12) MacDowell, 236.
- 13) MacDowell, 237. cf. Aischines, 1.35; Dem. 43.75. なお、プロエドゥロイは、民衆裁判所ではなく、五百人評議会あるいは民会に提起する (Aischines, 1.35)。
- 14) MacDowell, 240-241. cf. Todd, 126-127; Harrison, 94-105.
- 15) MacDowell, 212, 241. パラグラペーとディアマルテュリアについて詳しくは、cf. MacDowell, 212-219; Todd, 135-139; Harrison, 105-133.
- 16) Bonner-Smith, vol. 1, 283-293; Wolff, 67-68.
- 17) Cf. Harrison, 96-97, 105; Todd, 127.
- 18) Wolff, 67-69. Harrison, 95も両者の類似性を指摘している。
- 19) 以下の叙述は、Todd, 79, 82-91, 125-135による。
- 20) カーザーも、共和政期ローマの民事訴訟における二分制の起源については、このように考えている。M・カーザー 618頁。
- 21) Kunkel, Quaestio, 42.